

「岡崎市脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」の骨子

条例制定の背景

- 過度な化石燃料への依存によって、気候変動の影響と見られる集中豪雨、猛暑などの現象は、人類にとって重大な脅威。
- 今や、地球温暖化ならぬ地球沸騰化と言われている時代。脱炭素社会の実現に向けて取り組むことが、現代の私たちの使命。
- 市民、事業者及び行政が気候変動に対する危機感を共有し、積極的な気候変動対策を講じることが必要。

本条例の体系

総則

・目的（1条）・定義（2条）・基本理念（3条）・市の責務（4条）・事業者の責務（5条）・市民の責務（6条）

総合的な施策の推進

・実行計画の策定（7条）・脱炭素まちづくりの推進（8条）・促進区域の設定（9条）・建築物に係る温室効果ガスの排出削減（10条）

気候変動緩和策の推進

・再生可能エネルギーの利用の促進（11、12条）
・事業活動における対策（13～17条）
・日常生活における対策（18～20条）
・交通における対策（21～23条）
・廃棄物に係る対策（24条）
・吸収源対策（25条）

気候変動適応策の推進

・気候変動適応策の推進（26条）
・熱中症の予防（27条）
・災害レジリエンスの強化（28条）

気候変動対策の普及啓発等

・事業者への気候変動対策の推進（29条）・気候変動対策に関する教育及び学習の推進（30条）
・気候変動対策の啓発（31条）・地球温暖化対策地域協議会に対する支援（32条）